

# 取手市地域防災計画の一部改正

## ●風水害対策編 P 4 避難所一覧欄外に文言の追記

⋮

16	永山中学校	下高井 2311
17	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3

\*小堀地区については、我孫子市との災害時相互応援協定に基づき、我孫子市に避難する。

\*土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に居住する住民に対し、高齢者等避難又は避難指示を発令した際には、近隣の公民館等の公共施設を避難所として開設する場合がある。

## ●風水害対策編 P 15 河川の概況のうち、河川水位状況（表）に観測値「利根川（押付）」観測地を追記。既往催行水位欄に観測日を追記。

河川水位状況

河川名 (観測地)	水位	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	既往最高水位 (m) (観測日)
利根川（取手新町）		2.50m	5.40m	6.90m	7.40m	8.99m (S16.7.23)
利根川（押付）		3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	9.22m (S16.7.23)
小貝川（水海道）		3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	7.03m (S61.8.6)

出典：国土交通省関東地方整備局

- 風水害対策編 P 6 2 高齢者等避難、避難指示の基準。表中、条件欄に双葉地区に対する条件を追記。

種 別	条 件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった場合 (双葉地区については、大雨警報(土砂災害・浸水害)が発表され、引き続き長時間(概ね6時間)にわたり降雨が予測される場合)	要配慮者への避難行動の開始を求める	① 広報車 ② 職員等による口頭 ③ 報道機関 ④ 防災行政無線 防災ラジオ ⑤ 自主防災組織
避難指示	・当該地域に災害が発生する恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発令され、人的被害が発生する恐れがある場合 ・避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいる場合 (双葉地区については、土砂災害警戒情報が発表された場合)	① 指示者 ② 避難理由 ③ 避難対象地域 ④ 避難先 ⑤ その他必要事項	① 広報車 ② 職員等による口頭 ③ 報道機関 ④ 防災行政無線 防災ラジオ ⑤ 自主防災組織 上記に加え、サイレン、警鐘等を併用

- 風水害対策編 P 6 3 高齢者等避難、避難指示の内容。表中、②避難先及び避難経路の下段に補足事項を追記。

① 避難対象地域(地区名、町丁名、施設名等)
② 避難先及び避難経路(安全な方向、経路、避難場所の名称) ※夜間や既に床下浸水等が発生しているなど、水平避難が危険な場合は垂直避難の呼びかけも検討する。
③ 避難指示の理由(避難要因、避難に要する時間等)
④ その他必要な事項(携行品、要配慮者優先避難等)